

法務省民商第28号
令和5年2月2日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公印省略)

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う供託事務の取扱いについて(通知)

標記について、本日付け法務省民商第26号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達「供託事務取扱手続準則の一部改正について」及び法務省民商第27号法務省民事局長通達「民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う供託事務の取扱いについて」(以下「通達」という。)が発出されたところですが、これらに基づく供託事務の取扱いに当たっては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下供託官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、引用する条文は全て民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。以下「改正法」という。)による改正後のものです。

記

第1 代替事項について

民事訴訟手続において申立て等をする者(例えば、原告や被告のほか補助参加人)又はその法定代理人(以下「申立人等」という。)の住所、居所その他その通常所在する場所(以下「住所等」という。)又はその氏名その他当該者を特定するに足りる事項(以下「氏名等」という。)の全部又は一部が相手方当事者に知られることによって当該申立人等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等又は氏名等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判(以下「秘匿決定」という。)をすることができる(民事訴訟法(平成8

年法律第109号。以下「民訴法」という。)第133条第1項)とされ、裁判所は、秘匿決定をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿決定の対象となった申立人等(以下「秘匿対象者」という。)の住所又は氏名に代わる事項(以下「代替事項」という。)を定めなければならない(同条第5項前段)とされた。

この代替事項は、個別の事件ごとに各裁判所において定められることとなるが、住所については「代替住所A」等と、氏名については「代替氏名A」等と定められることが想定されている。また、代替事項は、個々の事件に固有のものではなく、異なる事件における異なる秘匿対象者について、同じ代替事項が定められることも想定されている。

第2 裁判上の保証供託について

1 供託者につき秘匿決定があった場合の供託事務の取扱い

(1) 供託の受理における事務の取扱いについて

ア 供託書の記載について

例えば、甲の乙に対する仮差押命令事件において、甲の住所又は氏名につき代替事項が定められ、甲が裁判上の保証供託を行う場合(民事保全法(平成元年法律第91号)第14条第1項、第4条第1項)が想定されるところ、この場合における供託書の記載例は、別紙1のとおりとする。

イ 代理人の権限を証する書面について

代理人によって供託しようとする場合には、供託規則(昭和34年法務省令第2号。以下「規則」という。)第14条第4項に規定する代理人の権限を証する書面(以下「代理権限証書」という。)を提示しなければならないとされているところ、この場合には、次の(ア)及び(イ)に掲げる事項に留意されたい。

(ア) 委任による代理の場合について

委任による代理の場合における代理権限証書としては、委任状が考えられるところ、供託者の氏名又は住所に代えて供託書に代替事項が記載されている場合には、当該委任状に記載された委任者と供託書に記載された供託者とが同一人であることを確認することができない。したがって、この場合においては、委任状と併せて、代替事項に係る氏名又は住所を明らかにする裁判所書記官作成の証明書

[REDACTED]

を提示することを要するとされた（通達の記第3の1(2)本文）。ただし、例えば、委任状に「委任者の氏名及び住所については、何地方裁判所令和何年（何）第何号何事件において民事訴訟法第133条第1項の決定がされ、これに代わる事項として「代替氏名A」及び「代替住所A」と定められている。」などと記載がされている場合には、当該記載によって、委任者と供託書に記載された供託者とが同一人であることを確認することができることから、当該記載をもって当該証明書に代えることができる（同ただし書）。

また、提示された委任状に記載された委任者の氏名又は住所に代替事項が記載されている場合において、供託事務取扱手続準則（昭和47年3月4日付け法務省民事甲第1050号法務省民事局長・法務大臣官房会計課長通達）第32条の2の請求があったときは、供託官は、同条の措置に加え、供託番号を付記するものとする。

(イ) 法定代理の場合について

代理人が法定代理人である場合における代理権証書としては、戸籍謄本又は成年被後見人に係る後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条に規定する登記事項証明書（以下「戸籍謄本等」という。）が考えられるところ、供託者の氏名又は住所に代えて供託書に代替事項が記載されている場合には、当該戸籍謄本等に記載された者と供託書に記載された供託者とが同一人であることを確認することができない。したがって、この場合においては、戸籍謄本等と併せて、代替事項に係る氏名又は住所を明らかにする裁判所書記官作成の証明書を提示することを要するとされた（通達の記第3の1(2)本文）。

ウ 供託金の受入れについて

(ア) 振込方式による場合

金銭の供託をしようとする者の申出により、銀行その他の金融機関に開設した供託金の振込みを受けられることができる預金口座に供託金の振込みを受けられる方法（規則第20条の2第1項）による場合には、供託所が交付した振込依頼書により振込みが行われる（平成10年11月26日付け法務省民四第2098号法務省民事局長・法務大臣官房会計課長通達別紙様式第3参照）ところ、代替事項が記

載された振込依頼書によって振込みが行われた場合であっても、供託番号等により対象の供託を特定することができる限り、これを受け入れて差し支えない。

(イ) 電子納付による場合

金銭の供託をしようとする者の申出により、供託官の告知した納付情報により供託金の納付を行う方法（規則第20条の3第1項）による場合において、供託者の氏名に代えて供託書に代替事項が記載されているときは、納付情報を取得する際の供託事務処理システムへの納付者カナ氏名の入力に際しては、代替事項に係るカナ文字を記載することとなる。

エ 副本ファイルの裏面記載情報への記録について

秘匿決定に関する情報が含まれる供託に係る供託物を受け入れた場合には、その旨を副本ファイルの裏面記載情報に記録するものとする。

(2) 供託物の払渡しにおける事務の取扱いについて

ア 払渡しの手続について

請求者は、供託物払渡請求書（以下「払渡請求書」という。）に氏名及び住所を記載する必要がある（規則第22条第2項第8号）、また、供託物の払渡しの手続においては、請求者の氏名及び住所を用いる必要があることから、請求者が秘匿対象者である場合においても、払渡請求書には、当該請求者の氏名及び住所を記載することを要するとされた（通達の記第3の2(1)）。

この取扱いは、小切手を振り出す場合（規則第28条第1項）における受取人並びに隔地払又は預貯金振込みの場合（規則第22条第2項第5号、第35条第2項第1号）における受取人又は預貯金口座名義人の氏名の記載についても、同様である。

イ 取戻しをする権利を有することを証する書面について

供託書において供託者の氏名又は住所に代えて代替事項が記載されている場合には、取戻しをする権利を有することを証する書面（規則第25条第1項。例えば、供託原因消滅証明書や担保取消決定に係る決定書等）に記載されている仮差押命令事件の事件番号又は供託番号と供託書に記載されている事件番号又は供託番号とを照合すること等により、当該書面に記載されている者が取戻しをする権利を有するこ

とを確認することとなるが、当該書面に代替事項が記載されている場合には、当該書面に記載されている者と払渡請求書に記載されている請求者とが同一人であることを確認することができない。したがって、この場合においては、代替事項に係る氏名又は住所を明らかにする裁判所書記官作成の証明書を添付することを要するとされた（通達の記第3の2(2)）。

ウ 還付を受ける権利を有することを証する書面について

供託書において供託者の氏名又は住所に代えて代替事項が記載されている場合には、還付を受ける権利を有することを証する書面（規則第24条第1項第1号。例えば、仮差押命令により損害を被ったことを理由とする損害賠償請求を認容する確定判決に係る判決書等）に記載されている仮差押命令事件の事件番号と供託書に記載されている仮差押命令事件の事件番号とを照合すること等により、請求者が還付を受ける権利を有することを確認することとなる。

2 被供託者につき秘匿決定があった場合の供託事務の取扱い

(1) 供託の受理における事務の取扱いについて

ア 供託書の記載について

例えば、甲が乙に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、甲の住所又は氏名につき代替事項の定めがされ、その後、仮執行宣言付きの認容判決がされたが、乙が控訴するとともに、強制執行停止の申立てをし、裁判上の保証供託を行う場合（民訴法第403条第1項第3号）が想定されるところ、この場合における供託書の記載例は、別紙2のとおりとする。

イ 副本ファイルの裏面記載情報への記録について

1 (1)エと同様の取扱いとする。

(2) 供託物の払渡しにおける事務の取扱いについて

ア 払渡しの手続について

1 (2)アと同様の取扱いとする。

イ 取戻しをする権利を有することを証する書面について

取戻しをする権利を有することを証する書面（規則第25条第1項。例えば、供託原因消滅証明書や担保取消決定に係る決定書等）に記載されている強制執行停止に係る事件の事件番号又は供託番号と供託書

に記載されている事件番号又は供託番号とを照合すること等により、請求者が取戻しをする権利を有することを確認することとなる。

ウ 還付を受ける権利を有することを証する書面について

供託書において被供託者の氏名又は住所に代えて代替事項が記載されている場合には、還付を受ける権利を有することを証する書面（規則第24条第1項第1号。例えば、損害賠償請求訴訟に係る判決書等）に記載されている強制執行停止に係る事件の事件番号と供託書に記載されている事件番号とを照合すること等により、当該書面に記載されている者が還付を受ける権利を有することを確認することとなるが、当該書面に代替事項が記載されている場合には、当該書面に記載されている者と払渡請求書に記載されている請求者とが同一人であることを確認することができない。したがって、この場合においては、代替事項に係る氏名又は住所を明らかにする裁判所書記官作成の証明書を添付することを要するとされた（通達の記第3の2(2)）。

3 供託後に権利変動があった場合における事務の取扱いについて

(1) 差押えについて

秘匿対象者の供託物払渡請求権について差押えがされた場合には、当該差押えに係る差押命令に表示された供託年月日、供託番号及び供託金額により、差押えの対象である供託物払渡請求権を特定することとなる。

(2) 債権譲渡（質権設定を含む。）について

供託物払渡請求権について債権譲渡（質権設定を含む。）がされた場合には、譲渡人（質権設定の場合は、質権設定者をいう。）は、その旨を供託所に通知することとなるが、譲渡人が秘匿対象者である場合には、債権譲渡通知書（質権設定の場合は、質権設定通知書）に記載されている譲渡人と供託書に記載されている秘匿対象者とが同一人であることを確認することができない。この場合において、代替事項に係る氏名又は住所を明らかにする裁判所書記官作成の証明書が提出されたときは、当該証明書を、債権譲渡通知書とともに、譲渡通知書等つづり込帳に編てつするものとする（規則第5条第1項）。

第3 供託命令に基づく供託について

1 供託の受理における事務の取扱いについて

(1) 供託書の記載について

例えば、甲の乙に対する債権執行事件において、甲の住所又は氏名につき代替事項が定められた後、差押命令と併せて供託命令が発せられ、第三債務者が供託を行う場合（民事執行法（昭和54年法律第4号。以下「民執法」という。）第161条の2、第156条第3項）が想定される。この場合における供託書の記載例は、別紙3から別紙7までのとおりとする。

この供託は、執行供託であるため、原則として供託書における被供託者の記載は不要であるが、金銭債権の一部が差し押さえられた場合において、その全額に相当する金銭を供託する場合には、被供託者（債務者）の記載を要する。

また、供託書の供託の原因たる事実欄における差押命令の表示中の債権者については、差押命令に表示された代替事項が記載されることが想定される。

なお、裁判上の保証供託の場合のように、供託書の備考欄に秘匿決定がされている旨を記載することは要しない。

(2) 副本ファイルの裏面記載情報への記録について

第2の1(1)エと同様の取扱いとする。

2 供託物払渡請求における事務の取扱いについて

(1) 支払委託書及び支払証明書について

債権者への供託金の払渡しは、執行裁判所による配当に基づき行われることとなる。債権者について秘匿決定がされた場合には、支払委託書（規則第27号書式）及び支払証明書（規則第29号書式）に、当該債権者の住所及び氏名について代替事項が記載される。

(2) 還付を受ける権利を有することを証する書面について

配当によって供託物の払渡しをすべき場合において、支払委託書の記載から供託物の払渡しを受けるべき者であることが明らかとならないときは、供託物の払渡しを受けるべき者は、支払証明書の添付を要する（規則第30条第2項）が、(1)のとおり、支払証明書には、代替事項の記載がされることから、支払証明書の添付がされたとしても、当該支払証明書に受取人として記載されている者と払渡請求書に請求者として記載されている者が同一人であることを確認することができない。したがって、この場合においては、代替事項に係る氏名又は住所を明らかにす

る裁判所書記官作成の証明書を添付することを要するとされた（通達の記第3の2(2)）。

(3) 払渡しの手続について

第2の1(2)アと同様の取扱いとする。

第4 その他の事務の取扱いについて

1 供託に関する書類の閲覧の請求における事務の取扱いについて

(1) 秘匿対象者からの閲覧請求について

ア 閲覧申請書の記載内容について

供託に関する書類の閲覧の請求（規則第48条。以下「閲覧請求」という。）については、請求者が供託につき利害の関係を有することを確認する必要があることから、請求者が秘匿対象者である場合においても、閲覧申請書（規則第33号書式）中の申請人の「氏名」欄及び「住所」欄には、当該請求者の氏名及び住所を記載することを要するとされた（通達の記第3の3(1)）。

イ 添付書面について

請求者が供託につき利害の関係を有することを確認するために必要なときは、代替事項に係る氏名又は住所を明らかにする裁判所書記官作成の証明書を添付することを要するとされた（通達記第3の3(2)）。

なお、請求者が秘匿対象者であったとしても、閲覧の対象となる書類によっては、当該証明書によることなく、請求者が供託につき利害の関係を有することを確認することができる場合がある。

ウ 閲覧の対象について

秘匿対象者からの閲覧請求においては、当該秘匿対象者の氏名又は住所は、閲覧の対象となる。

(2) 秘匿対象者以外の利害関係人からの閲覧請求について

秘匿対象者以外の利害関係人から閲覧請求があった場合において、閲覧の対象となる書類に秘匿対象者の氏名又は住所が記載されているときは、当該記載部分に黒塗り等の措置を講じた上で、閲覧に供するものとする。この場合には、万が一にも、秘匿対象者の氏名又は住所を誤って閲覧に供することがないように、また、閲覧に供された書面に記載された情報と申請書に記載された情報その他の情報を照合することにより、秘匿対象者の氏名又は住所を識別することが可能とならないよう、取り扱

われたい。

2 供託に関する事項の証明の請求における事務の取扱いについて

(1) 秘匿対象者からの証明請求について

ア 証明申請書の記載内容について

供託に関する事項の証明の請求（規則第49条。以下「証明請求」という。）についても、1(1)アと同様の取扱いとする。

イ 添付書面について

1(1)イと同様の取扱いとする。

ウ 証明の対象について

秘匿対象者からの証明請求において、証明の対象となる事項が代替事項である場合には、供託官は、当該代替事項について証明することとなる。

(2) 秘匿対象者以外の利害関係人からの証明請求について

供託に関する事項を証明するに当たっては、万が一にも、秘匿対象者の氏名又は住所を誤って証明することがないように、また、証明した事項と申請書に記載された情報その他の情報を照合することにより、秘匿対象者の氏名又は住所を識別することが可能とならないよう、取り扱われたい。

【別紙1】裁判上の保証供託(供託者につき秘匿決定があった場合)

第二号様式(第13条第1項関係) 裁判上の保証及び仮差押・仮処分解放金の金銭供託の供託書

供託書・OCR用

〔裁判上の保証及び仮差押・
仮処分解放金〕

<input type="checkbox"/> 字加入	<input type="checkbox"/> 字削除	係員印	受付	調査	記録	頁
------------------------------	------------------------------	-----	----	----	----	---

(第2号様式
印供第32号)

申請年月日	令和5年4月25日
供託所の表示	〇〇法務局

法令条項	民事保全法第14条第1項
裁及 判 び 所 件 の 名 称 等	〇〇地方裁判所 支部 令和5年(ヨ)第10号 不動産仮差押命令申請事件
当 事 者	<input type="checkbox"/> 原告 <input type="checkbox"/> 申請人 <input checked="" type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> 被告 <input type="checkbox"/> 被申請人 <input checked="" type="checkbox"/> 債務者
	供託者 被供託者

供託者の住所氏名	住所 (-) 代替住所A
	氏名・法人名等 代 替 氏 名 A
	代表者等又は代理人住所氏名 <input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託の原因たる事実	<input type="checkbox"/> 訴訟費用の担保 <input type="checkbox"/> 仮執行の担保 <input type="checkbox"/> 仮執行を免れるための担保
	<input type="checkbox"/> 強制執行停止の保証 <input type="checkbox"/> 強制執行取消の保証 <input type="checkbox"/> 強制執行続行の保証
	<input checked="" type="checkbox"/> 仮差押の保証 <input type="checkbox"/> 仮差押取消の保証 <input type="checkbox"/> 仮処分の保証 <input type="checkbox"/> 仮処分取消の保証
備考	<input type="checkbox"/> 仮差押解放金 <input type="checkbox"/> 仮処分解放金
	<input type="checkbox"/> その他

被供託者の住所氏名	住所 (〇〇〇 - 〇〇〇〇) 甲県乙市丙町二丁目2番2号
	氏名・法人名等 乙 野 次 郎
	<input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

備考
供託者の氏名及び住所については、〇〇地方裁判所令和〇年(〇)第〇号〇〇事件において民事訴訟法第133条第1項の決定がされている。

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	受理 印
	¥ 5 0 0 0 0 0	年 月 日

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。
2. 本供託書は折り曲げないでください。

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者 ナ名 カ氏	タ イ タ イ シ メ イ エ ー

【別紙2】裁判上の保証供託(被供託者につき秘匿決定があった場合)

第二号様式(第13条第1項関係) 裁判上の保証及び仮差押・仮処分解放金の金銭供託の供託書

供託書・OCR用

〔裁判上の保証及び仮差押・
仮処分解放金〕

申請年月日	令和5年4月25日
供託所の表示	〇〇法務局

供託者の住所氏名	住所 (〇〇〇 - 〇〇〇〇)	
	甲県乙市内町一丁目1番1号	
	氏名・法人名等	甲 山 太 郎
代表者等又は代理人住所氏名		<input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

被供託者の住所氏名	住所 (-)	
	代替住所A	
	氏名・法人名等	代 替 氏 名 A
		<input type="checkbox"/> 別添のとおり ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	受理	印
	¥ 1 0 0 0 0 0	年 月 日	

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者ナ名	コ ウ ヤ マ タ ロ ウ
氏名	

<input type="checkbox"/> 字加入 <input type="checkbox"/> 字削除	係員印	受付	調査	記録	頁
---	-----	----	----	----	---

法令条項	民事訴訟法第403条第1項第3号
------	------------------

裁及 判 び 所 の 名 称 等	〇〇 地方裁判所 支部
	令和5年(モ)第10号 強制執行停止決定申立事件

当事者	<input type="checkbox"/> 原告 <input checked="" type="checkbox"/> 申請人 <input type="checkbox"/> 債権者	<input type="checkbox"/> 被告 <input checked="" type="checkbox"/> 被申請人 <input type="checkbox"/> 債務者
	供託者	被供託者

供託の原因たる事実	<input type="checkbox"/> 訴訟費用の担保	<input type="checkbox"/> 仮執行の担保	<input type="checkbox"/> 仮執行を免れるための担保
-----------	----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------

	<input checked="" type="checkbox"/> 強制執行停止の保証	<input type="checkbox"/> 強制執行取消の保証	<input type="checkbox"/> 強制執行続行の保証
--	---	------------------------------------	------------------------------------

	<input type="checkbox"/> 仮差押の保証	<input type="checkbox"/> 仮差押取消の保証	<input type="checkbox"/> 仮処分の保証	<input type="checkbox"/> 仮処分取消の保証
--	---------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------

	<input type="checkbox"/> 仮差押解放金	<input type="checkbox"/> 仮処分解放金
--	---------------------------------	---------------------------------

	<input type="checkbox"/> その他
--	------------------------------

備考	被供託者の氏名及び住所については、〇〇地方裁判所令和〇年(〇)第〇号〇〇事件において民事訴訟法第133条第1項の決定がされている。
----	---

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。
2. 本供託書は折り曲げないでください。

第2号様式
印供第32号

【別紙4】供託命令に基づく供託（一部が差し押さえられ全額を供託する場合）

第四号様式（第13条第1項関係）その他の金銭供託の供託書

供託書・OCR用

(雑)

<input type="checkbox"/> 字加入	<input type="checkbox"/> 字削除	係員印	受付	調査	記録	頁
------------------------------	------------------------------	-----	----	----	----	---

(第4号様式 印供第34号)

申請年月日	令和5年4月25日	供託カード番号	法令条項	民事執行法第156条第3項
供託所の表示	〇〇法務局	() カードご利用の方は記入してください。		

供託者の住所氏名

住所 (〇〇〇 - 〇〇〇〇)

甲県乙市丙町一丁目1番1号

氏名・法人名等

甲	山	太	郎						

代表者等又は代理人住所氏名

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

被供託者の住所氏名

住所 (〇〇〇 - 〇〇〇〇)

甲県丙市丁町二丁目2番2号

氏名・法人名等

乙	野	次	郎						

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託通知書の発送を請求する。

供託金額

年 月 日

供託カード発行

供託の原因たる事実

供託者は、被供託者に対し、令和4年10月25日付け金銭消費貸借契約に基づく金100万円の貸金債務（弁済期：令和5年4月25日、支払場所：乙野次郎住所）を負っていたが、令和5年4月16日、上記貸金債権について下記の差押命令が送達され、かつ、同日、差押えに係る貸金債権の全額に相当する金銭を供託すべきことを命じる民事執行法第161条の2第1項による供託命令が送達されたので、貸金債権の全額に相当する金100万円を供託する。

記

差押命令の表示
〇〇地方裁判所令和5年（ル）第596号、債権者代替住所A代替氏名A、債務者被供託者、第三債務者供託者とする債権差押命令、執行債権額金80万円、差押債権額金80万円、令和5年4月16日送達。

供託により消滅すべき質権又は抵当権

反対給付の内容

備考

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者ナ名

コ	ウ	ヤ	マ	タ	ロ	ウ														

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。
2. 本供託書は折り曲げないでください。

【別紙5】供託命令に基づく供託(差押えが競合した場合)

第四号様式(第13条第1項関係) その他の金銭供託の供託書

供託書・OCR用

(雑)

<input type="checkbox"/> 字加入	<input type="checkbox"/> 字削除	係員印	受付	調査	記録	頁
------------------------------	------------------------------	-----	----	----	----	---

(第4号様式 印供第34号)

申請年月日	令和5年4月25日	供託カード番号	法令条項	民事執行法第156条第2項、第3項
供託所の表示	〇〇法務局	() カードご利用の方は記入してください。		

供託者の住所氏名

住所 (〇〇 - 〇〇〇〇)

甲県乙市丙町一丁目1番1号

氏名・法人名等

甲	山	太	郎						

代表者等又は代理人住所氏名

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

被供託者の住所氏名

住所 (-)

氏名・法人名等

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託通知書の発送を請求する。

供託金額

年 月 日

供託カード発行

供託の原因たる事実

供託者は、甲県丙市丁町二丁目2番2号乙野次郎に対し、令和4年10月25日付け金銭消費貸借契約に基づく金100万円の貸金債務(弁済期:令和5年4月25日、支払場所:乙野次郎住所)を負っていたが、これについて下記の差押命令が相次いで送達され、かつ、令和5年4月18日、下記2の差押命令による差押えに係る貸金債権の全額に相当する金銭を供託すべきことを命じる民事執行法第161条の2第1項による供託命令が送達されたので、貸金債権の全額に相当する金100万円を供託する。

記

差押命令の表示

- 〇〇地方裁判所令和5年(ル)第596号、債権者乙県丁市丙町四丁目4番4号丁川四郎、債務者乙野次郎、第三債務者供託者とする債権差押命令、執行債権額金80万円、差押債権額金80万円、令和5年4月16日送達。
- 〇〇地方裁判所令和5年(ル)第597号、債権者代替住所A代替氏名A、債務者乙野次郎、第三債務者供託者とする債権差押命令、執行債権額金60万円、差押債権額金60万円、令和5年4月18日送達。

供託により消滅すべき質権又は抵当権

反対給付の内容

備考

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者ナ名

コ	ウ	ヤ	マ	タ	ロ	ウ													

【別紙6】供託命令に基づく供託（滞納処分による差押えと強制執行による差押えが競合した場合（滞納処分による差押えが先行する場合））

第四号様式（第13条第1項関係）その他の金銭供託の供託書

供託書・OCR用

(雑)

<input type="checkbox"/> 字加入	<input type="checkbox"/> 字削除	係員印	受付	調査	記録	頁 1/2	(第4号様式 印供第34号)
------------------------------	------------------------------	-----	----	----	----	----------	-------------------

申請年月日	令和5年4月25日	供託カード番号	法令条項	備考欄記載のとおり
供託所の表示	〇〇法務局	() カードご利用の方は記入してください。		

住所 (〇〇〇 - 〇〇〇〇)

甲県乙市丙町一丁目1番1号

氏名・法人名等

甲	山	太	郎						

代表者等又は代理人住所氏名

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託の原因たる事実

供託者は、甲県丙市丁町二丁目2番2号乙野次郎に対し、令和4年10月25日付け金銭消費貸借契約に基づく金100万円の貸金債務（弁済期：令和5年4月25日、支払場所：乙野次郎住所）を負っていたが、これについて別紙記載のとおり、滞納処分による差押えと強制執行による差押えが相次いで送達され、かつ、令和5年4月25日、強制執行による差押えに係る貸金債権の全額に相当する金銭を供託すべきことを命じる民事執行法第161条の2第1項による供託命令が送達されたので、貸金債権の全額に相当する金100万円を供託する。

住所 (-)

氏名・法人名等

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託通知書の発送を請求する。

供託により消滅すべき質権又は抵当権

反対給付の内容

供託金額

年 月 日

供託カード発行

備考

法令条項
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第20条の6第1項、民事執行法第156条第3項

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。
2. 本供託書は折り曲げないでください。

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者
力
氏
名

コ	ウ	ヤ	マ	タ	ロ	ウ													

供託書・OCR用

頁
2/2

（第11号様式
印供第41号）

（継続用紙）

（別紙）

- 1 滞納処分による差押えの表示
甲県丙市乙町一丁目1番1号〇〇税務署長が乙野次郎の滞納処分にかかる国税（令和4年度所得税額金40万円、延滞税額金5万円、合計額金45万円）についてした滞納処分による差押え、第三債務者供託者、差押債権額金45万円、令和5年4月23日差押通知書送達。
- 2 強制執行による差押えの表示
〇〇地方裁判所令和5年（ル）第273号、債権者代替住所A代替氏名A、債務者乙野次郎、第三債務者供託者とする債権差押命令、執行債権額金80万円、差押債権額金80万円、令和5年4月25日送達。

（注）本供託書は折り曲げないでください。

【別紙7】供託命令に基づく供託（滞納処分による差押えと強制執行による差押えが競合した場合（強制執行による差押えが先行する場合））

第四号様式（第13条第1項関係） その他の金銭供託の供託書

供託書・OCR用

(雑)

<input type="checkbox"/> 字加入	<input type="checkbox"/> 字削除	係員印	受付	調査	記録	頁 1/2	(第4号様式 印供第34号)
------------------------------	------------------------------	-----	----	----	----	----------	-------------------

申請年月日	令和5年4月25日	供託カード番号	法令条項	備考欄記載のとおり
供託所の表示	〇〇法務局	() カードご利用の方は記入してください。		

住所 (〇〇 - 〇〇〇)

甲県乙市丙町一丁目1番1号

氏名・法人名等

甲	山	太	郎						

代表者等又は代理人住所氏名

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託の原因たる事実

供託者は、甲県丙市丁町二丁目2番2号乙野次郎に対し、令和4年10月25日付け金銭消費貸借契約に基づく金100万円の貸金債務（弁済期：令和5年4月25日、支払場所：乙野次郎住所）を負っていたが、これについて別紙記載のとおり、強制執行による差押えと滞納処分による差押えが相次いで送達され、かつ、令和5年4月23日、強制執行による差押えに係る貸金債権の全額に相当する金銭を供託すべきことを命じる民事執行法第161条の2第1項による供託命令が送達されたので、貸金債権の全額に相当する金100万円を供託する。

住所 (-)

氏名・法人名等

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託通知書の発送を請求する。

供託により消滅すべき質権又は抵当権

反対給付の内容

供託金額

年 月 日

供託カード発行

備考

法令条項
民事執行法第156条第3項、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条の6第1項

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。
2. 本供託書は折り曲げないでください。

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者
力
氏
名

コ	ウ	ヤ	マ	タ	ロ	ウ													

供託書・OCR用

頁
2/2

（第11号様式
印供第41号）

（継続用紙）

（別紙）

- 1 強制執行による差押えの表示
〇〇地方裁判所令和5年（ル）第273号、債権者代替住所A代替氏名A、債務者乙野次郎、第三債務者供託者とする債権差押命令、執行債権額金80万円、差押債権額金80万円、令和5年4月23日送達。
- 2 滞納処分による差押えの表示
甲県丙市乙町一丁目1番1号〇〇税務署長が乙野次郎の滞納処分にかかる国税（令和4年度所得税額金40万円、延滞税額金5万円、合計額金45万円）についてした滞納処分による差押え、第三債務者供託者、差押債権額金45万円、令和5年4月25日差押通知書送達。

（注）本供託書は折り曲げないでください。